

改正

平成3年12月26日規則第32号
平成4年6月17日規則第21号
平成4年12月24日規則第29号
平成8年6月24日規則第15号
平成9年1月9日規則第1号
平成10年3月30日規則第12号
平成12年12月25日規則第41号
平成13年3月28日規則第14号
平成15年3月18日規則第9号
平成16年3月29日規則第13号
平成16年7月15日規則第15号
平成18年3月28日規則第4号
平成19年3月26日規則第15号
平成19年9月28日規則第42号
平成20年3月26日規則第8号
平成20年12月26日規則第36号
平成21年3月26日規則第5号
平成21年5月29日規則第17号
平成22年3月29日規則第3号
平成24年3月22日規則第11号
平成27年3月27日規則第10号
平成28年3月31日規則第20号
平成28年8月31日規則第34号
平成29年9月28日規則第25号

塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則

塩尻市医療費特別給付金条例施行規則（昭和48年塩尻市規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（備付帳簿）

第2条 市長が備える帳簿等は、次に定めるものとする。

（1）福祉医療費給付金受給者台帳（様式第1号。以下「受給者台帳」という。）

（2）福祉医療費給付金給付記録簿（様式第2号。以下「給付記録簿」という。）

（所得に関し別に定める要件に該当する者）

第3条 条例第4条第1号、第3号及び第4号の規定中所得に関し別に定める要件に該当する者は、次のとおりとする。

（1）心身障害者 その者の前年（1月から7月までの療養の給付等については前々年。以下同じ。）の所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第7条に定める額に満たないもので、かつその者の配偶者の前年の所得の額又はその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で、その者の生計を維持するものの前年の所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第2条第2項に定める額に満たないもの

（2）母子家庭の母子等 母子家庭の母及び子で、母については、その者の前年の所得の額（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条に規定する所得について同令第4条に規定

する計算方法により算定した額をいう。以下同じ。)が同令第2条の4第2項に規定する児童扶養手当の支給の制限を手当ての全部について行うときの額に満たないもので、かつその者の扶養義務者でその者と生計を同じくするものの前年の所得の額が同令第2条の4第8項に規定する額に満たないもの。子についてはその者の前年の所得の額が児童扶養手当法施行令第2条の4第8項に規定する額に満たないもので、かつその者の母の前年の所得の額が同令第2条の4第2項に規定する児童扶養手当の支給の制限を手当ての全部について行うときの額に満たないもの。父母のない児童については、その者の前年の所得の額及びその者の養育者の前年の所得の額が児童扶養手当法施行令第2条の4第7項に規定する額に満たないもので、かつその者の養育者の配偶者の前年の所得の額又はその者の養育者の扶養義務者でその養育者の生計を維持しているものの前年の所得の額が同令第2条の4第8項に規定する額に満たないもの

- (3) 父子家庭の父子 父子家庭の父及び子で、父については、その者の前年の所得の額が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に規定する児童扶養手当の支給の制限を手当ての全部について行うときの額に満たないもので、かつその者の扶養義務者でその者と生計を同じくするものの前年の所得の額が同令第2条の4第8項に規定する額に満たないもの。子についてはその者の前年の所得の額が児童扶養手当法施行令第2条の4第8項に規定する額に満たないもので、かつその者の父の前年の所得の額が同令第2条の4第2項に規定する児童扶養手当の支給の制限を手当ての全部について行うときの額に満たないもの

(高等学校その他市長が認める施設に在学若しくは在校中の者)

第4条 条例第4条第3号の高等学校その他市長が認める施設に在学若しくは在校中の者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)に在学中の者
- (2) 学校教育法の規定に基づく各種学校に在学中の者。ただし、前号に規定する高等学校を卒業した者を除く。
- (3) 学校教育法の規定に基づく専修学校又は高等専門学校に在学中の者であって、第1号に規定する高等学校(全日制)の修学年限に相当する年限までのもの
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定に基づく訓練施設に在校中の者。ただし、第1号に規定する高等学校を卒業した者を除く。

(受給資格の取得又は更新申請等)

第5条 条例第5条の規定により受給資格を取得若しくは更新しようとする者又はその保護者(以下「受給者証交付申請者」という。)は、塩尻市福祉医療費給付金受給者証交付申請書(様式第3号。以下「受給者証交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。ただし、市長が特に認める者にあつては、書類の添付を省略することができる。

- (1) 別表に掲げる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 受給者証交付申請者は、前項に規定する申請を行う場合にあつては、被保険者証を提示するものとする。ただし、市長が公簿等により確認できるときは、この限りでない。

3 条例第5条の市長が特に認める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 福祉医療費給付金(以下「給付金」という。)の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)が、当該受給資格を更新する場合であること。
- (2) 受給資格者が、当該受給資格の要件等に明らかに適合していることを、市長が公簿等により確認できること。

(受給者証の交付等)

第6条 市長は、条例第5条の規定による受給資格の取得又は更新申請等に基づき、受給資格者であることを確認したときは、福祉医療費受給者証(様式第5号)を交付し、受給者台帳を作成し、又は整理するものとする。

2 市長は、条例第5条の規定による申請等に基づき受給資格者でないことを確認したときは、塩尻市福祉医療費給付金に係る申請却下通知書(様式第6号。以下「申請却下通知書」という。)により当該受給者証交付申請者に通知するものとする。

(受給者証の有効期間)

第7条 前条第1項に規定する受給者証の有効期間は、次に定めるとおりとする。

(1) 開始日 受給資格者が当該受給資格を新たに取得した場合にあっては、条例第7条第1項第1号に規定する受給資格の取得日とし、受給資格者が当該受給資格を更新する場合にあっては、既に交付されている最新の受給者証の有効期間の終了日の翌日とする。

(2) 終了日 次に掲げる期日とする。

ア 乳幼児等 満15歳に達する日以後の最初に到来する3月31日

イ 条例第4条第1号ただし書に規定する者 満18歳に達する日以後の最初に到来する3月31日

ウ その他の者 有効期間の開始日後、最初に到来する7月31日

(高額療養費又は付加給付の額の算定に関する特例)

第8条 条例第9条第1項第1号に規定する額のうち、世帯（被保険者等及び後期高齢者医療被保険者が属する同一の生計の下に生活している集団をいう。以下同じ）の合算による高額療養費の支給を受ける世帯の受給資格者の当該療養に係る保険者、共済組合又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）の負担する高額療養費の額を算定する場合には、支給を受けた後の世帯の高額療養費の額を、それぞれ合算の対象となる療養に係る医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく一部負担金の額（高額療養費が支給される以前の額とする。）により案分し、算定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、世帯の合算による高額療養費の支給対象となる療養に、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第41条第9項に規定する厚生労働大臣の定める疾病であつて、かつ、保険者等から認定を受けたものに係る療養（以下「特定疾病に係る療養」という。）が含まれている世帯の受給資格者に係る保険者等の負担する高額療養費の額を算定する場合には、特定疾病に係る療養について支給を受けた高額療養費の額を優先して確定し、算定するものとする。

3 同一の被保険者等又は後期高齢者医療被保険者の合算により条例第9条第1項第3号に規定する給付（以下「付加給付」という。）を受ける受給資格者の当該療養に係る付加給付を受けることのできる額を算定する場合には、支給を受けた後の同一の被保険者等又は後期高齢者医療被保険者の付加給付の額を、それぞれ合算の対象となる療養に係る医療保険各法の規定に基づく一部負担金の額（付加給付がなされる以前の額とする。）により案分し、算定するものとする。（国等の負担による医療に関する給付に類する給付）

第9条 条例第9条第1項第6号の別に定める給付は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に規定する災害共済給付とする。

(診療報酬明細書等ごとに別に定める額)

第10条 条例第9条第1項第7号の別に定める額は、医療費貸付制度を利用して療養の給付等を受けたときを除き、500円とする。ただし、同項に規定する医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき算定した療養の給付等に要した費用の額から同項第1号から第6号までに規定する額を控除した額が500円に満たないときは、その額とする。

(給付金の支給申請)

第11条 条例第10条第1項の規定により給付金の支給を受けようとする受給資格者又はその保護者（以下「給付金支給申請者」という。）は、塩尻市福祉医療費給付金支給申請書（様式第7号。以下「給付金支給申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

(1) 保険医療機関等又は保険者等が発行した当該療養に要した費用の内訳が記載された領収書若しくは証明書又は療養費の支給等に係る証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、給付金支給申請者は、給付金支給申請書の所定欄に前項第1号に掲げる書類と同等の内容の証明を受けることができる場合にあっては、前項第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 給付金支給申請者は、第1項に規定する申請を行う場合にあっては、次に掲げる証書を提示するものとする。ただし、市長が公簿等により確認できるときは、この限りでない。

(1) 受給者証

(2) 被保険者証

(給付金の支給決定、支給方法等)

第12条 市長は、条例第10条の規定による給付金の支給申請等があったときは、必要な審査を行い支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給すると決定した場合については、塩尻市福祉医療費給付金支給決定通知書(様式第8号)により当該受給資格者又はその保護者(以下「受給者等」という。)に通知し、塩尻市財務規則(昭和55年塩尻市規則第9号)第82条に規定する金融機関のうちから受給者等が指定した金融機関の口座に給付金を振り込むことにより支給し、給付記録簿を整理するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給しないと決定した場合については、申請却下通知書により当該給付金支給申請者に通知するものとする。

(受給資格の変更又は喪失の届出等)

第13条 受給資格者又はその保護者は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに塩尻市福祉医療費給付金受給資格変更・喪失届出書(様式第9号)に受給者証を添付して、市長に届け出なければならない。

- (1) 受給資格に該当しなくなったとき。
- (2) 住所又は氏名に変更があったとき。
- (3) 加入医療保険に変更があったとき。
- (4) 指定した金融機関の口座に変更があったとき。
- (5) その他受給資格に重大な変更があったとき。

2 受給資格者又はその保護者は、前項第3号に規定する届出を行う場合にあつては、被保険者証を提示するものとする。ただし、市長が公簿等により確認できるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による届出に基づき、次の各号に掲げる場合により当該各号に定める処理を行うものとする。

- (1) 第1項第1号に該当する場合 当該受給者証を回収し、備付帳簿を整理するものとする。
- (2) 第1項第2号及び第5号に該当する場合 次に掲げるいずれかの処理を行うものとする。
 - ア 当該受給者証を修正し、当該受給資格者に交付する。
 - イ 当該受給者証を回収し、受給者証を再作成して当該受給資格者に交付し、備付帳簿を整理する。
- (3) 第1項第3号及び第4号に該当する場合 備付帳簿を整理するものとする。

4 市長は、第1項に規定する届出がない場合においても、公簿等により第1項各号に掲げる受給資格の喪失又は変更があったことを確認したときは、前項に規定する処理を行うことができる。

(受給者証の再交付申請等)

第14条 受給資格者又はその保護者は、受給者証を紛失、破損等したときは、塩尻市福祉医療費給付金受給者証再交付申請書(様式第10号)により、市長に受給者証の再交付を申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請に基づきその受給資格を確認し、及びその理由が適当であると確認したときは、受給者証を再作成して当該受給資格者に交付し、備付帳簿を整理するものとする。

3 受給資格者又はその保護者は、前2項の規定による受給者証の再交付を受けた後において、紛失した受給者証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が長野県知事、保険医療機関等、国保連等その他の関係機関と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に改正前の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいてなされた受給資格の有無に係る確認等の行政処分等及びそれに伴い作成された受給資格者証、通知書等については、この規則による改正後の塩尻市医療費特別給付金条

例施行規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいてなされた、又は作成されたものとみなす。

3 この規則施行の際、旧規則の規定に基づいて処理中の申請又は届出については、新規則の規定に基づいて処理するものとする。

4 この規則施行の際、旧規則の規定に基づいて作成された様式については、新規則の規定にかかわらず、所要の補正を施したうえ、当分の間使用することができる。

附 則（平成3年12月26日規則第32号）

（施行期日）

1 この規則は、平成4年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、この規則による改正前の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則の規定に基づく様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則の規定に基づく様式によるものとみなす。

3 この規則施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則（平成4年6月17日規則第21号）

（施行期日）

1 この規則は、平成4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則の規定に基づく様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則の規定に基づく様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則（平成4年12月24日規則第29号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年6月24日規則第15号）

（施行期日）

1 この規則は、平成8年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則の規定に基づく様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則の規定に基づく様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則の規定に基づき申請する者については、なお従前の例による。

附 則（平成9年1月9日規則第1号）

この規則は、平成9年2月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則の規定に基づく様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則の規定に基づく様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則（平成12年12月25日規則第41号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年 3 月28日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、施行日前に改正前の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則の規定により、支給事由の生じた特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成15年 3 月18日規則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年 7 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前において現にこの規則による改正前の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則第 8 条第 1 項第 1 号に規定する独り暮らし老人に該当する者として塩尻市に受給者資格が登録されているもので、施行日以後も引き続き当該要件に該当している70歳未満のものについては、この規則による改正後の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（以下「新規則」という。）第 7 条第 1 項に規定する67歳以上70歳未満の老人とみなして適用する。
- 3 施行日から平成15年 7 月31日までに行われた療養の給付等に係る新規則の適用については、新規則第 4 条 1 号中「所得（1 月から 7 月までの療養の給付等については前々年の所得。以下同じ。）」とあるのは「所得」と読み替えるものとする。
- 4 新規則第 8 条第 1 項第 2 号中「7 月31日」とあるのは、平成15年に限り「6 月30日」と読み替えて適用する。

附 則（平成16年 3 月29日規則第13号）

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 7 月15日規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年 8 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則（平成18年 3 月28日規則第 4 号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月26日規則第15号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 9 月28日規則第42号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年10月 1 日から施行する。
（塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 4 この規則の施行の際、現にある第 4 条の規定による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則（平成20年 3 月26日規則第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成20年 3 月31日において現に塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例（平成20年塩尻市条例第 9 号）による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 号に該当する者で同年 4 月 1 日以後も引き続き旧条例第 4 条第 1 号に該当するものについては、この規則による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則別表の規定は、なおその

効力を有する。

- 3 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則（平成20年12月26日規則第36号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則（平成21年5月29日規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第9条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則第10条の規定は、この規則の施行の日以後に行われた療養の給付等について適用し、同日前に行われた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月29日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第8条第2号アの改正規定は、同年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則（平成24年3月22日規則第11号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第20号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月31日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月28日規則第25号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改

正後の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

別表（第5条関係）

心身障害者	<ol style="list-style-type: none"> 1 心身障害の事実又は状態を証する書類 2 条例第4条第1号に規定する要件に該当する者（出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び身体障害者手帳交付者のうち障害の程度が4級の者を除く。）にあっては、前年の所得及びその者の配偶者の前年の所得又はその者の扶養義務者で、その者の生計を維持するものの前年の所得を証する書類 3 障害の程度が4級に該当する者にあつては、その者の前年の所得に所得税が課せられていない状況を証する書類及びその者の配偶者の前年の所得又はその者の扶養義務者でその者の生計を維持する者の前年の所得を証する書類 4 条例第4条第1号イに規定する要件に該当する者にあつては、常時介護状況調書（様式第4号）
母子家庭の母子等又は父子家庭の父子	<ol style="list-style-type: none"> 1 条例第4条第3号ア及び第4号アに規定する要件に該当する者にあつては、その者の前年の所得及びその者の扶養義務者でその者と生計を同じくするものの前年の所得を証する書類 2 条例第4条第3号イ及び第4号イに規定する要件に該当する者のうち、18歳以上20歳未満のものにあつては、在学等を証する書類 3 条例第4条第3号ウに規定する要件に該当する者のうち、その者の前年の所得及びその者の養育者の前年の所得及びその者の養育者の配偶者の前年の所得又はその者の養育者の扶養義務者で、その養育者と生計を維持しているものの前年の所得を証する書類

- 様式第1号（第2条関係）
- 様式第2号（第2条関係）
- 様式第3号（第5条関係）
- 様式第4号（第5条関係）
- 様式第5号（第6条関係）

- 様式第6号（第6条関係）
- 様式第7号（第11条関係）
- 様式第8号（第12条関係）
- 様式第9号（第13条関係）
- 様式第10号（第14条関係）